

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業は単なる利益獲得のための主体としてではなく、公器的存在として、多くの利害関係者の関係を有する経済主体であるとしてとらえております。コーポレート・ガバナンスの本来の意義は、これらの利害関係者の利害調整をしながら適正な企業経営を行うために日々の業務執行を監視し牽制する機能にあると考えております。

企業統治の構造は、株主が多くの利害関係者の期待や意見を判断して、適切に取締役及び監査等委員を選任する等企業の基本的事項を統制する機能を有し、取締役は株主の期待に応えることを通じて利害関係者の期待や意見を満足させる機能を有し、また監査等委員はそれらの機能が適切に行われるかを監視及び牽制する機能を有しているものと認識しております。

これらの各機能が適切に発揮された場合、有限である社会資本が、社会に有意義な事業を行う企業へ適切に配分され、資本主義経済を支える資本市場、労働市場等の各種市場の効率性が高まり、社会全体の発展に寄与するものであります。従って適切な企業統治のためには上記各機能が相互に各々の機能発現を助長すべきものであると考えております。

このような考えに基づき、今後より一層株主重視の経営を行うために、経営の透明性の向上、健全性の確保に努めコーポレート・ガバナンスの強化を怠りません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用と招集通知の英訳】

現在、当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳を進めてまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画の策定】

現在当社では中期目標は公表しておりませんが、取締役会において中期目標を含む中期経営計画を決議するとともに、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。

【原則4-10、補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、社外取締役を含めた取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会等は設けておりません。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

取締役会は、株主から経営を委託されていることを認識し、会社の持続的成長と中長期的な株主価値の向上に努めます。尚、ROE等の具体的な数値は設定しないものの、機関投資家への説明の際は、可能な範囲で中期経営計画の目標を提示し当社の今後の経営戦略や具体的な施策についての理解に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

＜政策保有株式の保有方針＞

政策保有については、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築を目的としております。また、保有する上での中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点に基づく保有効果等の検証を適宜行い、保有に適切性、合理性が認められない場合は、売却を進めることで政策保有株式の縮減に努めてまいります。

また、これらは年に一度取締役会で審議の上、保有先企業による便宜やリスクが資本コストに見合っているか等について銘柄ごとに検証しております。

＜政策保有株式の議決権行使＞

当社保有株式の議決権行使にあたっては、当該会社の株主総会の議案が、当社の保有方針に適合するかどうかに加え、当該会社の健全な経営に役立つかどうかを基本方針とし、当該会社の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、個々の株式に応じた判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引等】

取締役及び主要株主との取引の有無及びその内容については、主に当社との利益相反及び取引の公正性の観点から、社内規定に基づいた適切なプロセスを経て判断しております。また、監査等委員会においては、当該取引を監査対象事項とし、定期的に監査を実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 企業原理・経営方針

当社ホームページにて企業原理・経営方針を公表しております。

(<http://www.accretive.jp/company/>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「1-1. 基本的な考え方」または当社ホームページをご参照ください。
(<http://www.accretive.jp/ir/policy/governance/>)

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を総合的に判断し決定しております。

また、報酬の在り方、体系の適切性については審議を行い、経営の透明性の確保に努めております。

(4)取締役の選解任方法

経営陣幹部の選解任および取締役候補の指名を行うにあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視するとともに、当社の企業理念を十分に理解し、実践できる人材か否かを適宜判断しております。

また、社外取締役候補の個別の選解任理由については、本報告書「2-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」及び定時株主総会招集通知等に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、会社の目指すところを確立し、その実現のために戦略的な方向付けを行うことを、取締役会の主要な役割として捉えております。主として、資本政策及び人事戦略の基本方針等について建設的な議論を行うことで、経営の公正性及び透明性を確立しております。また取締役会への付議事項については、法令に規定される事項及びあらかじめ取締役会で定めた社内規定に則って決定し、その他の事項については取締役会で定めた管掌業務に基づき各業務執行取締役にその決裁権を委譲しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は業務執行に携わる取締役3名の他、非業務執行取締役を5名選任しており、その内、社外取締役3名が独立性基準を満たしております。社外取締役は独自の外的な視点から各取締役や経営陣等と頻りに意見交換を行っており、現段階において当社の社外取締役としての責務を十分に果たしているものと認識しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準等を考慮し判断しております。また、社外取締役の選定にあたっては、取締役会における率直かつ活発で、建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性・規模に関する考え方】

当社は、取締役8名(内、監査等委員である取締役4名を含む)を選任しており、当社の規模と意思決定の迅速化を踏まえ、必要人員に絞った体制としております。選任にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を重視し、会社の各機能と各事業部門をカバーすることを基本方針としております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

社外取締役の他社での兼任状況につきましては、当社ホームページに掲載の事業報告及び有価証券報告書等に記載しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.accretive.jp/ir/library/shareholders/>)

【補充原則4-11-3 取締役・取締役会の評価】

2018年3月期における当社取締役会の実効性に関するアンケートを、取締役全員を対象に実施いたしました。取締役会の開催頻度、議題の内容、構成員数、独立社外取締役の役割・責務、社外取締役に対する支援体制及び取締役会において活発・充実した議論がなされているか等の項目について評価を行った結果、当社取締役会の実行性が確保されていることを確認いたしました。また、2018年6月の取締役会において、当該結果について共有を図り、取締役会機能の更なる向上に向けた課題について議論を行っております。今後、当社取締役会では本実効性評価を踏まえ、課題について十分な検討を行ったうえで、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

【補充原則4-14 取締役のトレーニング】

当社では、新しく社外から招聘した取締役及び監査等委員に対し、就任後相当期間内に、当社の事業概要、財務状況、組織等について必要な知識を習得する機会を提供いたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業価値の向上のためには、株主をはじめとするステークホルダーとの対話を通じて、双方の考えや立場についての理解を深め、これを踏まえた適切な対応を採ることが重要と考えております。

そのため当社では、経営幹部が、限られた時間の範囲内で効率的に投資家と企業価値の向上に向けた建設的な対話を行うべく、代表取締役が中心となり、積極的に対話の機会を設ける努力をしております。また、株主総会等の機会を通じて、その意見・懸念に適切な関心を払うとともに、当社の経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、理解をいただくよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
芙蓉総合リース(株)	21,859,000	51.00
(株)ドンキホーテホールディングス	11,207,400	26.15
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	791,600	1.85
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	761,100	1.78
センコーグループホールディングス(株)	507,600	1.18
資産管理サービス信託銀行(株)(証券投資信託口)	296,500	0.69

ノムラ シンガポール リミテッド カスタマー セグ エフジェー1309	288,500	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口2)	212,700	0.50
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	205,600	0.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1)	161,600	0.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	芙蓉総合リース株式会社 (上場:東京) (コード) 8424

補足説明

(1) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数すべてが、信託業務に係る株式であります。

(2) 上記のほか当社所有自己株式566,800株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は親会社を有しておりますが、事業活動上の制約はなく、当社独自の経営判断により事業運営を行っております。なお、経営に関する意思決定等が親会社との間で恣意的に行われることはなく、これにより当社ひいては少数株主を害することはないと考えております。また、営業上の取引を行う際は、第三者取引と同様に、取引内容及び条件は公正かつ適正な手続きを経て決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 直樹	他の会社の出身者		△	△		○		○						
松尾 直彦	弁護士													
古賀 政治	弁護士													
小西 勇二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 直樹			社外取締役の吉田直樹氏は、当社のその他の関係会社である株式会社ドンキホーテホールディングスの代表取締役専務兼CAOであり、当該特定関係事業者の業務執行者であります。	吉田直樹氏は、豊富な経営経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役として当社の経営に対する的確な助言をいただけるものと判断しております。

松尾 直彦	○	○	独立性の基準項目には該当していません。	松尾直彦氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、当社事業との関連性が高い金融行政や金融商品取引法に精通し、弁護士及び大学教授として企業法務や金融経済に関する高い見識と経験を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場で当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
古賀 政治	○	○	独立性の基準項目には該当していません。	古賀政治氏は、社外役員となること以外の方法で直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、株式会社みずほ銀行において社外取締役を務めるなど経営全般に亘る高い見識と経験を有していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場で当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。
小西 勇二	○	○	独立性の基準項目には該当していません。	小西勇二氏は、金融業界等における豊富な経験と経営実績を有しており、その経験を通じて培った幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことにより、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場で当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

常勤監査等委員により、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人や内部監査室との緊密な連携を実現できていることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査法人とは決算ごとの面談に加え、事業の進捗状況の確認、投資家に開示するリスク情報の検討、コーポレート・ガバナンスの整備の確認等を行うための情報交換を行っております。

なお、監査等委員会・監査法人・内部監査人と定期的に三様監査を実施しております。

(2) 監査等委員会と内部監査部門の連携状況

内部監査室が内部監査計画に基づき業務監査を実施しており、監査等委員はその報告を内部監査室から受けることを通じて、職務執行が適切に行われていることを監査しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績、企業価値の向上及び株価上昇に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストックオプション制度及び業績連動型報酬である年次賞与を導入しております。

また、年次賞与は、業績連動型報酬として毎期の連結業績に基づき当社所定の基準に従い算出された金額を勘案して決定いたします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年3月期において取締役及び監査役に支払った報酬は以下の通りであります。

取締役（監査等委員を除く。）対象員数5名 49,932千円 ※内、基本報酬47,531千円、ストックオプション2,401千円

取締役（監査等委員）対象員数6名 16,499千円

※上記支払合計額の内、社外取締役 対象員数7名 13,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、取締役会議案の事前送付及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の業務執行体制及び監視体制は次の通りであります。

（1）取締役会

当社取締役会は、取締役8名により構成され、環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としつつ、社外取締役を招聘していることで業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。加えて監査等委員会により取締役会自体の運営を監督する体制としており、上記役割を担う意思決定機関として整備を進めております。

また、各社外取締役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識を活かした社外的観点からの監督、助言、提言等を実施しており、当社経営の妥当性・適正性を確保するために期待される機能・役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回開催する定時取締役会と、必要に応じて開催する臨時取締役会で構成されております。

（2）代表取締役

代表取締役は、会社の代表機関であるとともに業務執行機関として位置付けられており、取締役会の決議及び監督に基づき業務執行を行っております。

（3）監査等委員会

当社監査等委員会は、社外監査役3名を含む監査等委員である取締役4名により構成されており、毎月1回監査等委員会を開催し、業務監査も含めて経営全般に関する監査を行える体制を整えております。

また、内部監査担当者及び会計監査人とも意見調整を行いながら、効率的、合理的な監査体制を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における社外取締役の比率を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会の議決権を持つことで、取締役会の監査及び監督機能の一層の強化が図れると判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

なお、監査等委員である取締役4名のうち、社外取締役は3名であり、毎月開催される取締役会への出席を通じて、取締役会の経営及び業務執行状況を社外の目で監査しており、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されているものと判断しております。

また、当社は、取締役としてその他の関係会社の業務執行者1名を選任しておりますが、社外取締役として当社の経営に対する的確な助言をいただけるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は、法定期日の1週間前(開催日の3週間前)の2018年5月31日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	最も集中が予想される開催日を避け、2018年6月21日に定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知は、発送前日の2017年5月30日に自社のホームページに掲載し、インターネット環境下での閲覧を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに、掲載しております。 http://www.accretive.jp/ir/policy/disclaimer/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回(中間決算及び本決算発表後)、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	IR専用ホームページに、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会関連資料等を掲載し、ダウンロードが可能となっております。 http://www.accretive.jp/ir_top.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は社長室であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、お客様の様々なニーズに応じてサービスを提供しながら、Accretiveの語源に倣い「社会・お客様と共生し、共に成長する」ことを経営方針の一つに掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動、その他社会貢献活動の内容については、当社ホームページに掲載しております。 http://www.accretive.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.accretive.jp/ir/policy/disclaimer/

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が取締役会決議により定めた、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針は以下の通りであります。

(1) 取締役、執行役員及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖ることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針とし、当社の倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定めております。「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」に基づいた、規程・手続き・マニュアルの制定、従業員の教育研修、内部通報制度の拡充等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査等委員会による監督、監査等委員、会計監査人及び当社内部監査室による監査を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を維持してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会議事録、監査等委員会議事録及び稟議書等を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持してまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社が認識すべきリスクを、「与信リスク」「インサイダー取引リスク」「反社会的勢力リスク」「社内不正リスク」「実務リスク」「情報セキュリティリスク」「システム障害リスク」「災害リスク」に区別し、各リスク毎の管理規程を定める体制・方法により、リスクの特性や重要性に応じた管理を実施しております。かかる管理体制の維持に加えて、経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理体制の強化に継続して取り組んでまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「執行役員規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づく職務権限の委譲、「予算管理規程」に基づく計画管理及び予算統制を実施することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築しております。またこれに加えて、業務の効率性を確保する目的で設置される会議体によるPDCAサイクルの充実を図り、かかる体制を維持・向上させてまいります。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、芙蓉総合リースグループの倫理綱領・行動規範である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を遵守し、また、当社が独自に定める各業務等に関する社内規程及びマニュアル等に基づく管理・統制を実施することによって、当社グループの独立性が尊重維持され利益が損なわれることのないよう適正に業務を行っております。当社は、全ての子会社に取締役を派遣し、また「関係会社管理規程」に基づいて子会社の経営状況、業務遂行につき承認、報告を求める等の管理・統制を実施することで、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保しております。各子会社における自律的な内部統制を基本としつつも、内部監査室による業務監査等の実施を通じ、子会社の業務内容等に応じてコンプライアンス、リスク管理、効率化に必要な支援・指導を実施することによって、その改善を図ってまいります。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の信頼性、すなわち財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築しております。内部統制に何らかの不備が発見された場合には、必要に応じて改善を図り、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備・維持してまいります。

(7) 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査等委員がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、所定の手続きに従って速やかに当該従業員を配置いたします。

(8) 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員の求めに応じて前項の従業員を置いた場合、取締役からの独立性を確保し、監査等委員から指示された職務の実効性を担保するため、人事異動等については、監査等委員の同意を得るなど必要な措置を講じることとしております。

(9) 当社監査等委員会等への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び従業員が監査等委員会等に報告するための体制

当社の取締役及び従業員は、監査等委員会又は監査等委員に対し①当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実②取締役及び従業員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨③その他、法令及び監査等委員会又は監査等委員が求めた事項について報告を行うこととしております。

ロ. 子会社の取締役、監査等委員、業務を執行する社員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会等に報告するための体制

当社子会社の取締役等の役員及び従業員は、当社の監査等委員会又は監査等委員が職務の執行に必要として求めた場合、速やかに当社の監査等委員会又は監査等委員に報告を行うこととしております。

また、グループ内部通報制度の整備充実化により、当社の監査等委員会又は監査等委員に適切に報告されるよう、情報ルートを整備してまいります。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役等の役員又は従業員が前項の報告をした事を理由として不利な扱いを行いません。また、内部通報取扱規程においても、監査等委員への通報者又は報告者の保護を明記しております。

(11) 監査等委員会等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会又は監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

(12)その他監査等委員会等の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、幹部会等重要会議への出席、経営者との随時会合、重要稟議の回付、内部監査室からの業務監査結果の報告等により、監査等委員会又は監査等委員が当社における業務執行の状況を常時把握できる環境を把握できる環境を提供することで、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力には一切の商品・サービスを提供いたしません。適切な事前審査を実施し、取引を入口で未然に防止し、また事後的に反社会的勢力であると判明した場合には、速やかに取引を解消します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)管理部を所管部とし、不当要求防止責任者として管理部長が一元的に情報を掌握し組織的に対応する体制を構築しております。

(2)不当要求があった場合には、所轄警察署をはじめ、外部専門機関に積極的に相談いたします。

(3)「反社会的勢力対応規定」を制定し、運用しております。

(4)暴力追放運動推進センターの示す「不当要求対応要領」をもとに、全社員を対象として初期動作、対応方法などを教育しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【ご参考資料：模式図】

